

銀行勘定の 金利リスク規制

バーゼル銀行監督委員会が今年6月、「銀行勘定の金利リスク」の取扱いを大幅に強化する規制案を発表した。金利リスクとは、金利水準の変動によって金融機関が抱える資産・負債の市場価格や収益が変動することによって生じるリスクのこと。足もとは主要国が長年にわたり歴史的な低金利政策を続けてきたことで、将来の金利上昇からもたらされる損失への懸念が高まっ

ている。一方で、銀行勘定の金利リスク規制が大幅に強化された場合、金融機関によってはビジネスモデルの変革を迫られることにもなる。日本の金融機関は銀行勘定で大量の国債を抱えていることから金利リスク規制の影響が大きいとみられており、規制への対応とともに、先行的に金利リスクへの備えを充実させていくことが重要になっている。

バーゼル銀行監督委員会による 市中協議文書の概要

第1の柱案と第2の柱案の両論を併記

2015年6月8日、バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）は「銀行勘定の金利リスク」（注1）と題する市中協議文書を公表した（コメント提出期限は15年9月11日）。銀行勘定における金利リスクの取扱いについて、現行のバーゼル規制では第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）で対応しているが、今回の市中協議文書では、①リスク量の計測を定式化し、自己資本比率の分母に勘案する第1の柱案、②現行の監督枠組みは維持しつつ監督対応を明確化・透明化した第2の柱案の両論が併記されている。本稿では、今回の検討の背景および両案の要点を解説する。なお、本稿における意見はすべて執筆者の個人的な見解である。

金融庁総務企画局総務課国際室

課長補佐

鳩間 正也

日本銀行金融機構局国際課

企画役

種村 知樹

検討の背景

銀行勘定の金利リスクは、商

業銀行業務を中心に営む金融機関にとって不可避のリスクであり、精緻に管理すべき重要なリスクと位置付けられてきた。た

例えば、預金として個人から資金を受け入れ、資金を必要とする企業に貸し出すという金融機関の基本的な資金仲介機能を考

えた場合、イーロドカーブの变化でそれぞれの金利が変動することから、銀行のポートフォリオの価値は変わりうる（イー

ドカーブ・リスク)。また、資産と負債の金利改定時期が一致することはまれなため、瞬時の金利変動を約定金利に反映できないリスク（金利改定リスク）も発生する。

バーゼル委もこうした基本認識を共有しており、重要なリスク・ファクターの一つと考えられてきた。バーゼル委では、銀行勘定の金利リスクについて、資本賦課の可否について何度が検討したものの、主として各国金利環境の相違やリスクを管理する銀行実務の収斂がみられないことなどを背景に、これまでは第2の柱による対応を堅持してきた。2004年には、それまでの検討結果をふまえた「金利リスクの管理と監督のための諸原則」²⁾が公表されている。

年春から新たに検討を始めていた。同リスクの検討を開始するに至った背景として、おもに以下の二つの理由があげられよう。

●金融危機以降のグローバルな歴史的な低金利政策の長期化により、銀行の有する潜在的な金利リスクが増加していると考えられること。

●バーゼル委におけるトレーディング勘定の抜本的見直しとの整合性が意識されたこと。すなわち、トレーディング勘定における金利リスクは第1の柱の取扱いであるほか、金融危機時に欧州ではトレーディング勘定から銀行勘定へのポジションの代替が観察されたことにより、両勘定間の規制裁定を回避する観点から、銀行勘定の金利リスクへの関心が高まったこと。

このような背景をふまえて検討された市中協議文書は、前述のとおり第1の柱への移行もしくは第2の柱の深化を市中に諮る異例の形式となっている。以下では、両案の詳細について解説する。

第1の柱案

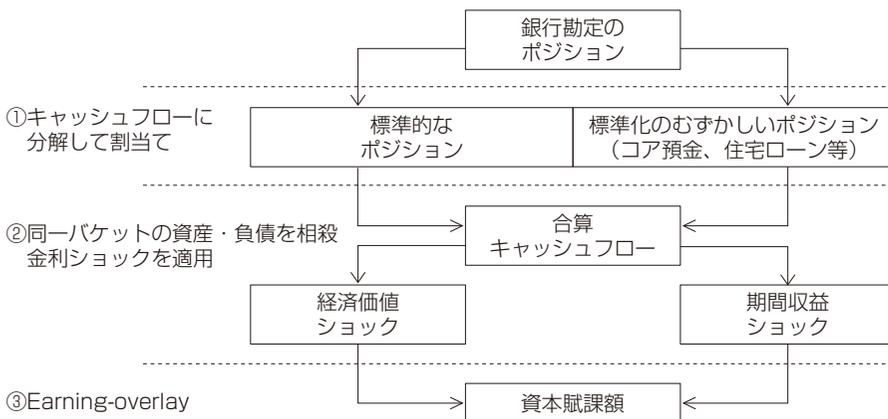
第1の柱案においては、バーゼル委が提示した標準的手法を用いて資本賦課額を計算し、自己資本比率の分母に（機械的に）勘案することで、各銀行が当該資本を具備することとなっている。

ステップ①では、資産・負債のキャッシュフローの割当てが行われる。具体的には、すべての金利感応的なオン・バランス資産・負債およびオフ・バランスの商品を元本や利払いなどのキャッシュフローに分解し、資産サイド（キャッシュイン）と負債サイド（キ

下では、両案の詳細について解説する。

キャッシュアウト）に分けて、計19個のタイムバケットに割り当て（図表1）。

〔図表1〕 第1の柱案における標準的手法のステップ



この際、標準的なキャッシュフローへの分解が困難なポジシオン（流動性預金や繰上げ返済可の住宅ローン等）については、銀行の内部モデルに基づく推計を当局の承認付きで認め、キャッシュフローに分解することとなつている。標準的なキャッシュフローへの分解が困難なポジシオンに対する推計は、過度に緩和的にならないよう、コア預金量や住宅ローンの期限前償還率の推計手法に関して、一定の制限をかける方針が打ち出されている。

ステップ②では、資産サイドと負債サイドのキャッシュフローをバケットごとに合算して、通貨別の金利ショックを適用する。イールドカーブの六つの変化（平行シフト、スティーピング、フラットニング等）を考慮して経済価値の変化を計算し、そのなかで最大の損失を与えうるシナリオを抽出する（図表2）。

金利ショックの大きさについては、全世界一律のショックを想定するのではなく、各国の金利水準に配慮したショックとなるような手法を提示している。ただし、枠組みの保守性にも配慮し、100bpsのフロアを設定することが打ち出されている。

ステップ③では、ステップ②までに得られた経済価値の変動をベースとして、通貨ごとに必要な資本賦課額を算出し、合算する。

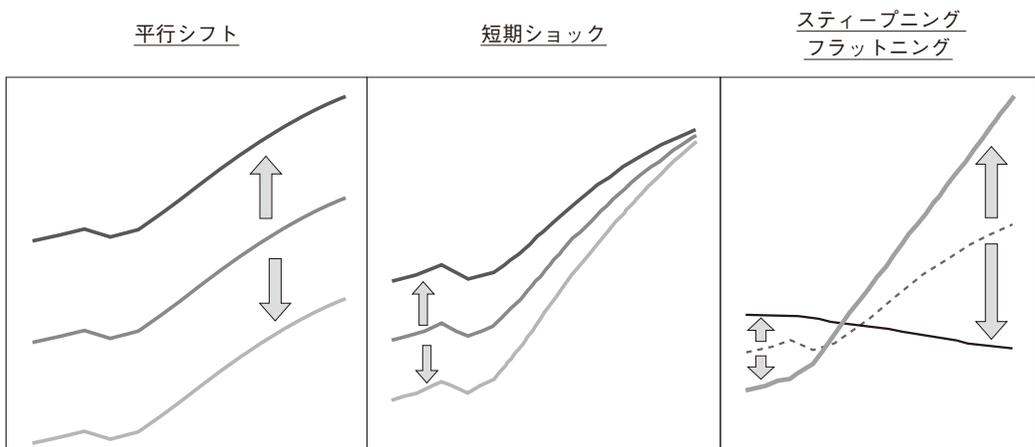
以上みたように、金利リスクを捕捉する標準的手法としては、経済価値の変動をとらえる経済価値アプローチがベースとなる。これは、現行のアウトライヤー基準と同様である。ただし、経済価値アプローチは、金利が変化して一定期間が経過したあとの期間収益を正確に勘案することができない。本来、経済価値アプローチと（金利の変化を受けた収益の変動をとらえる）期

間収益アプローチの二つは相互補完的であり、金融機関の実務においても、いずれも広く利用されている。

期間収益アプローチは、銀行経営にとって必要不可欠な将来収益を勘案することから、リスク管理手法としてより重視している金融機関も多い。しかし、経済環境の想定を始めとして、税金や配当、コア業務純益の見通し等、シナリオに取り込むべき前提が各国多様であることや、先行きの見通し

〔図表2〕

標準的金利シナリオのイメージ



には各金融機関の主観が入らざるをえないという弱点が存在する。そのため、バーゼル委では、手法の簡素さや比較可能性の確保の観点から、経済価値アプローチをベースとしつつも、一定期間の収益への金利変化の影響を計上して、その分、資本賦課を軽減する期間収益アプローチの要素を取り込むことは是非を市中協議の対象としている。

第2の柱案

先述のとおり銀行勘定の金利リスクは、現在、第2の柱で取り扱われている。市中協議文書において、先述の第1の柱案は規制の一貫性や透明性、比較可能性を強化するものとされている一方、第2の柱案については、各国の市場環境やリスク管理慣行の違いに柔軟に対応できるものと位置付けられている。

への備えを着実に促すため、バーゼル委において第2の柱案にかかる検討が進められ、①資本への影響(capital consequence)、②開示の強化、③当局間でのピアレビューの三つの観点から、深化した第2の柱案が今般策定された。

今回の第2の柱案については、12の原則で構成されており、原則1から9が銀行向け、原則10から12が監督当局向けとなっている。このうち、銀行向けの原則については、銀行におけるビジネス上の戦略や、資産・負債の構成、内部管理の状況等をふまえた金利リスク管理に対する当局の期待が記されている。このほか原則を画的に適用する(one-size-fits-all)ののではなく、規模、複雑性、活動範囲(国際的かどうか)、といった金融機関の性質に応じた「比例原則」(proportionality)に則ることが記されている。

また、第1の柱案で用いられ

る標準的手法について、内部モデルに対する代替手法(fallback)として位置付けつつ、比較可能性向上等の観点から、標準的手法による計測・開示について、第2の柱の枠組みにおいても義務付ける案が検討されている。以下、現行の枠組みからのおもな変更点について詳述したい。

①資本への影響

現行の第2の柱では、金利リスク量が基本的項目(Tier 1)と補完的項目(Tier 2)の合計額の20%を超える金融機関(アウトライヤー銀行)の自己資本の適切性について監督当局はとくに注意を払うこととされている。このうち、アウトライヤー銀行の判定基準について、市中協議文書では「普通株式等資本(CET1)あるいは「Tier 1のX%」となっており、強化が検討されている。なお、アウトライヤー基準を超過すれば過大な金利リスクを抱えてい

る可能性があると考えられる、とされている(ただし可能性にとどまり、実態的な判断は当局に委ねられているため、機械的な資本積増しの対象とはならない)。

また、各行における内部モデルを用いた金利リスク計測において、(ア)第1の柱案の標準的手法で用いられる六つのシナリオの使用を義務付ける(現行は上下パラレルシフト、かつ金利ショックは200bpまたは過去5年の1%・99%マイルを前提)とともに、(イ)内部モデルについても、各国当局による監督上の検証プロセスを導入するほか、使用するパラメーターに対して各国当局が一定の制限を課すことが記されている。このほか、第1の柱案で用いられる標準的手法による金利リスク量の計測・当局への報告を第2の柱案においても義務付けることが検討されている。

②開示の強化

現状では、経済価値アプロ

チまたは期間収益アプローチによって計測されたリスク量および主要な前提を開示することとされているが、この点も定量面・定性面双方から開示の充実が検討されている。

市中協議文書では、(ア)定量面では内部モデルを用いた6シナリオに基づく経済価値アプローチおよび期間収益アプローチの金利リスク量の変化率、(イ)定性面では自らが抱える金利リスク量に対する評価や金利リスクに対するガバナンス態勢、その他クレジット・スプレッド・リスク等の状況の開示が盛り込まれている。このほか、第1の柱案で用いられる標準的手法による金利リスク量の計測結果の開示義務付けも検討されている。

③当局間でのピアレビュー

新しい枠組みの実施にあたって、各国ともに一貫した対応を確保する観点から、当局同士のピアレビュー（相互評価）の導

入を検討する。

今後の重要論点とプロセス

バーゼル委としては、今後の議論を進めるにあたって、以下の論点についてとくに意見を求めている。市中協議における建設的なコメントが期待される。

- 標準的手法における各種パラメーター（コア預金の安定預金率等）の妥当性
- 標準的手法によって計測された金利リスク量の2柱の枠組みでの計測・開示
- 金利ショックシナリオの妥当性

今後、バーゼル委では、市中からのコメントおよび定量的影響度調査をふまえ、あらためて本年秋季以降に検討を行う予定となっている。なお、最終化の時期および具体的な適用時期は未定となっている。

13年春から議論を開始してか

ら2年以上をかけて、日本を含む各国が積極的に議論を行った結果、今回の市中協議にこぎつけた。一方で、今回の市中協議は第1の柱・第2の柱両論が併記されたものとなっているほか、標準的手法についてもさまざまな選択肢が提示されるなど、バーゼル委として今後も議論を続けていくことが見込まれることから、市中からのコメントや定量的影響度調査の結果をふまえて、議論に積極的に貢献していきたい、と考えている。

他のバーゼル委での議論にも通じる点であるが、銀行におけるリスク捕捉の十分性やリスク計測手法である内部モデルに対する信頼が議論となるなか、比較可能性の向上を求める声が強まった結果、第2の柱においても標準的手法の使用や開示の義務付けが提案されている面は否定できない。

市中協議の結果、第1の柱・第2の柱いずれの結論を得たと

しても、金利リスクへの対応という課題は消えることがない。

今後、銀行・当局双方が協力して、金利リスクに対する備えをさらに充実させていくことが重要であり、今回の市中協議文書の公表を通じ、さまざまな検討・議論が行われることが期待される。

(注) 1 Basel Committee on Banking Supervision, "Interest rate risk in the banking book" (June 2015)
2 Basel Committee on Banking Supervision, "Principles for the Management and Supervision of Interest Rate Risk" (July 2004)

はとま まやゆ

03年東京大学法学部卒、金融庁入庁。07年NY大経営大学院修了。金融庁監督局、財務省理財局などを経て14年から現職。

たねむら ともぎ

98年東京大学大学院修了、日本銀行入庁。金融市場局、ロンドン事務所などを経て、10年から現職。